

みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり

第2期 筑前町 子ども・子育て支援事業計画

<令和2年度～令和6年度>

【概要版】



令和2年3月
筑前町

❖ 第2期子ども・子育て支援事業計画について

◎平成27年度に策定された「筑前町子ども・子育て支援事業計画」（第1期）の計画期間が平成31年度をもって終了することから、第1期計画の進捗状況を確認し、新たに令和2年度から令和6年度までを計画期間として、期間内の教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと確保策を盛り込んだ「第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



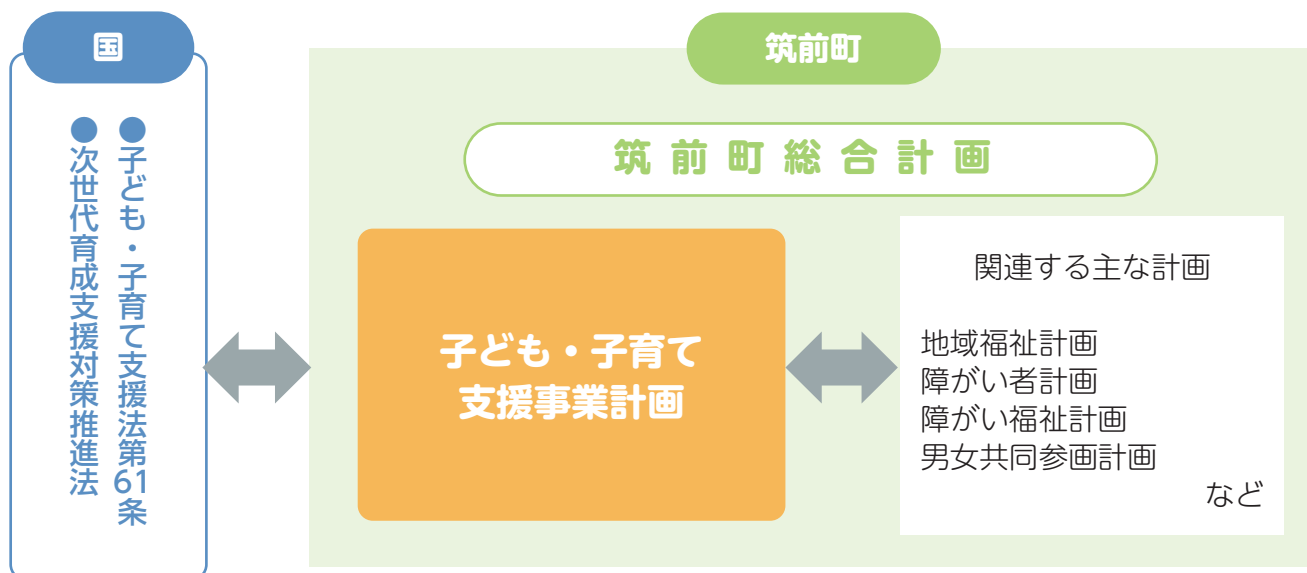
次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

❖ 計画の位置づけ

本計画は、「第2次筑前町総合計画」（令和2～11年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。



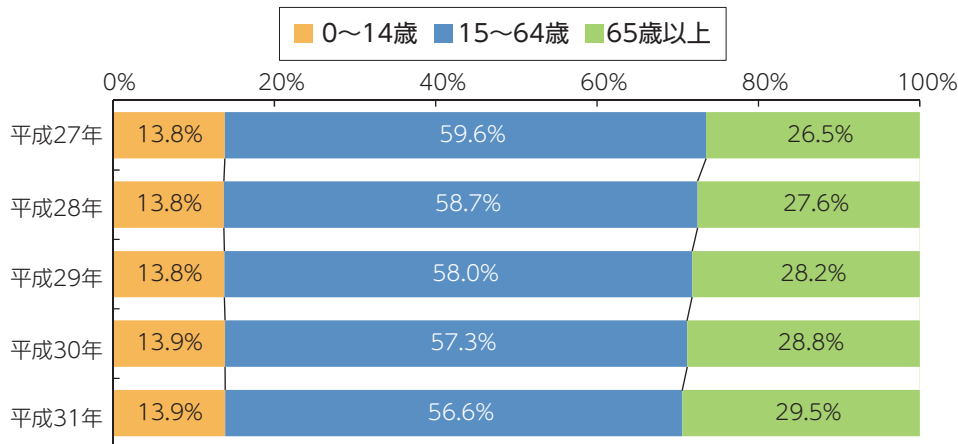
❖ 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



❖ 筑前町子ども・子育て家庭を取り巻く現状 ～各種統計データより～

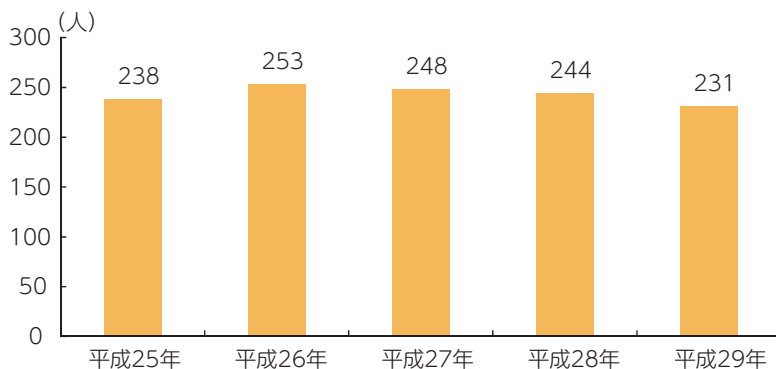
年齢3区分別人口割合の推移



年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の比率はほぼ横ばいですが、老年人口（65歳以上）の比率は増加しており、高齢化が進行していることがわかります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

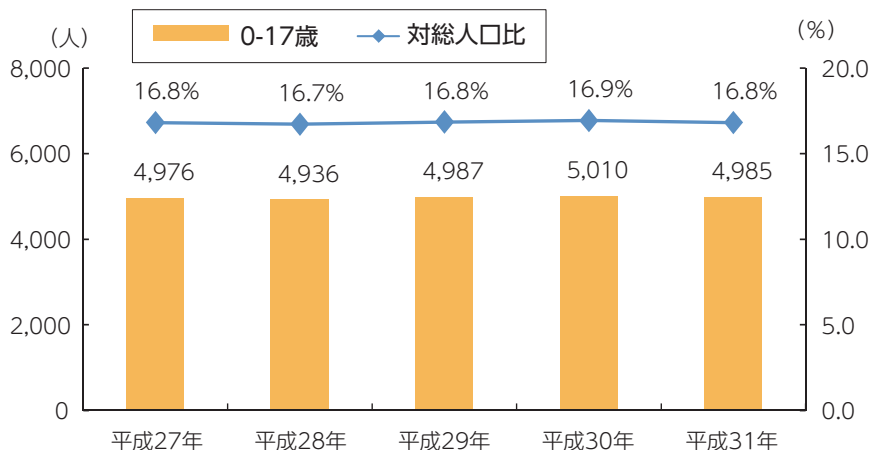
出生数の推移



出生数の推移をみると、平成27年以降微減傾向にあり、平成25年の238人から平成29年には231人となっています。

資料：人口動態統計

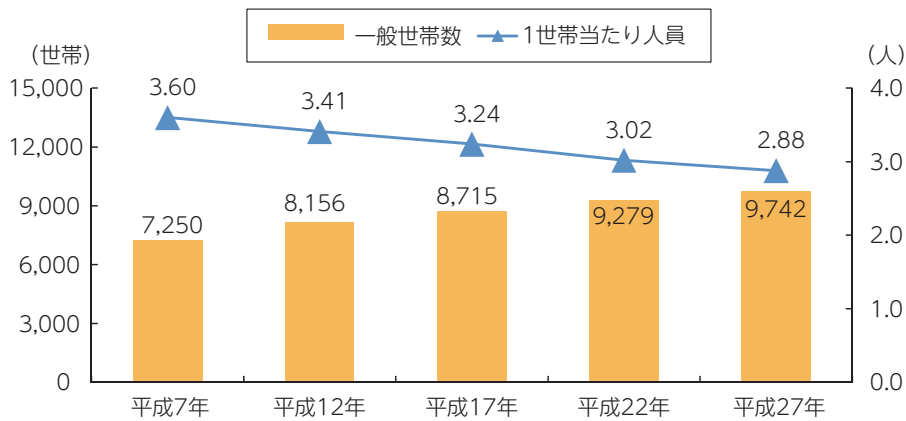
児童人口の推移



本町の人口は、平成27年から平成29年までは4,900人台で推移していましたが、平成30年に一旦増加に転じ、平成31年に再び4,900人台となっています。総人口に占める児童人口（0～17歳）の割合はほぼ横ばいで推移しています。

※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



国勢調査の結果から一般世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年まで増加しており、約20年で2,492世帯の増加となっています。一方で、1世帯当たり人員は年々減少しています。

資料：国勢調査

男女別就業率の状況(県との比較)

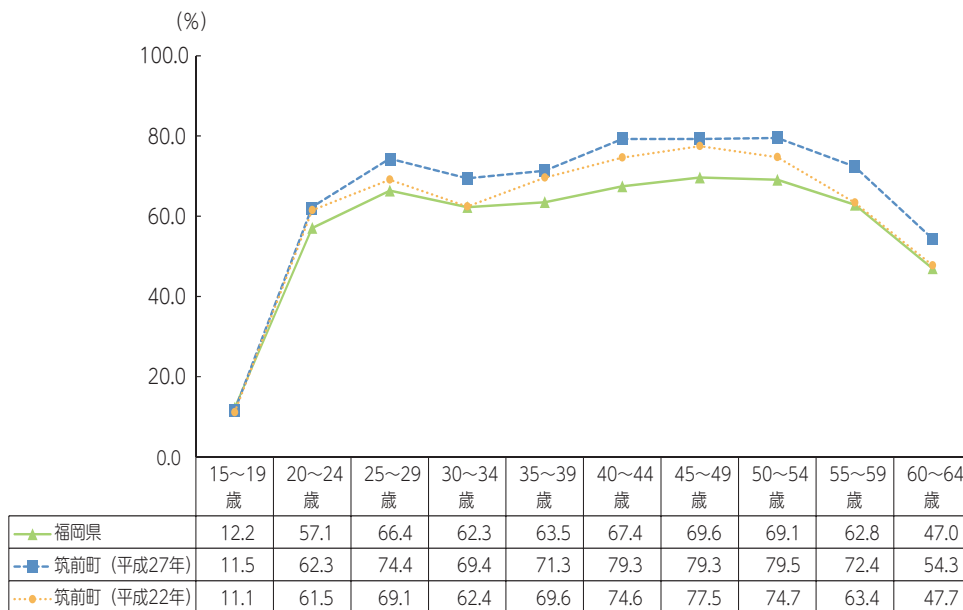
(単位：人)

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
筑前町	11,781	7,836	66.5%	13,471	6,583	48.9%

平成27年現在の男女別就業率を県と比較すると、男性が6.2ポイント、女性が4.7ポイントと、男女ともに県よりも高い割合となっています。

資料：国勢調査（平成27年）

女性の年齢別就業率(県及び前回との比較)



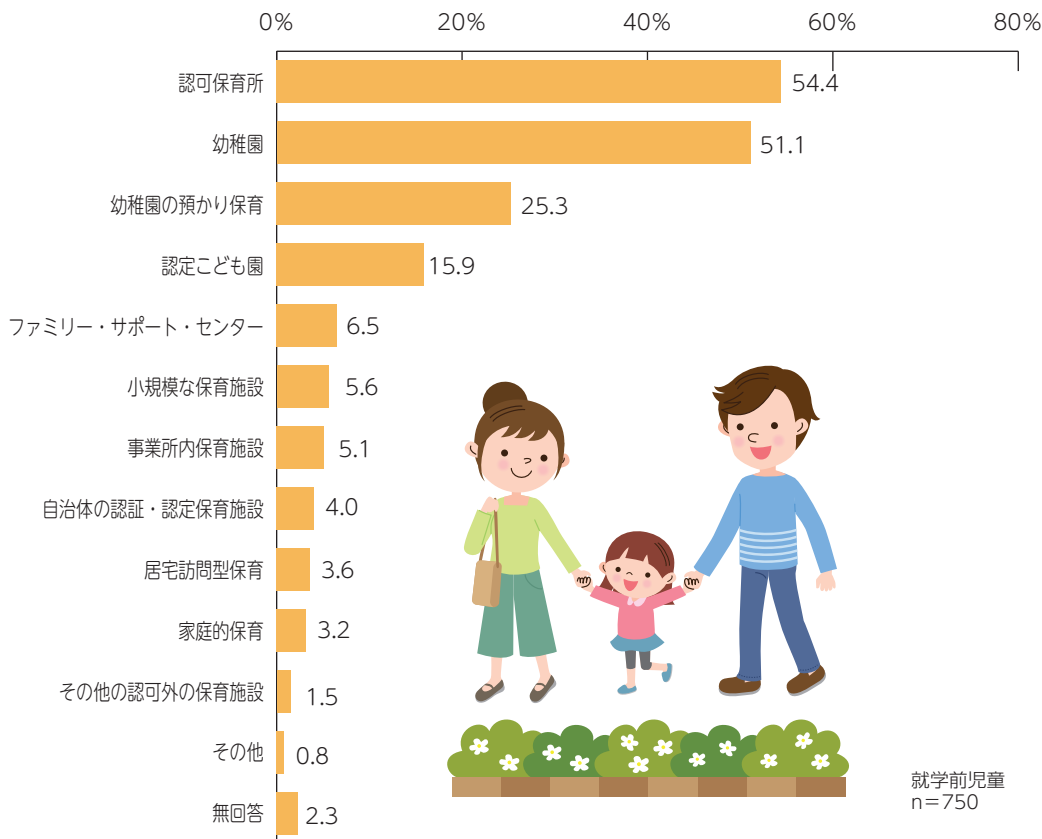
平成27年現在の女性の年齢別就業率をみると、30歳～34歳、35歳～39歳の就業率が20歳代後半、40歳代に比べ低くなっています。これは、結婚や出産に伴い離職し、子育てが一段落してから再就職する女性が多いことを表しています。一方、平成22年との比較ではこの年代の就業率は高くなっており、以前に比べ就労する人の割合は高くなっています。

資料：国勢調査（福岡県は平成27年）



●● 筑前町子ども・子育て家庭を取り巻く現状 ～ニーズ調査より～

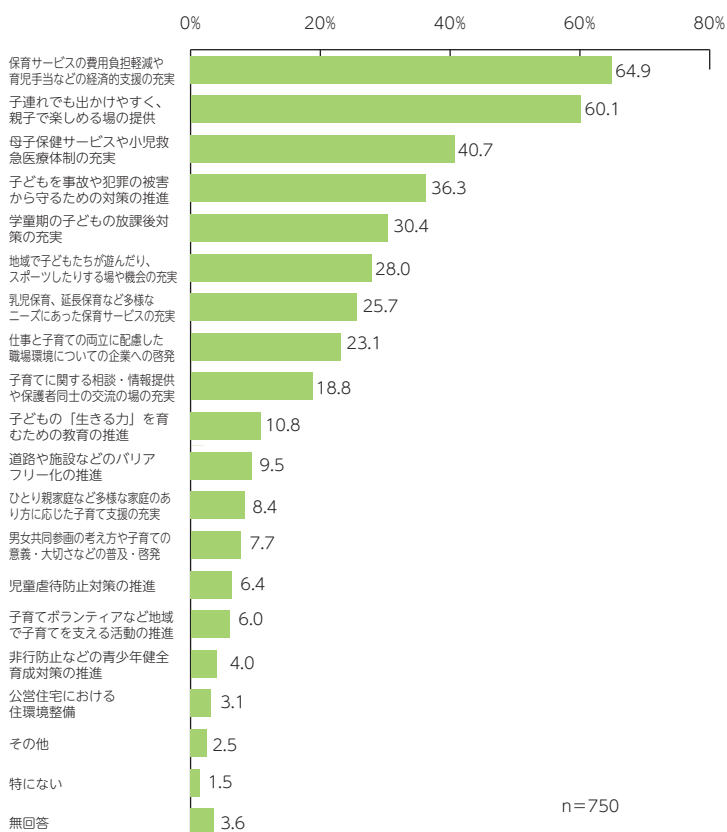
定期的に利用したい平日の教育・保育の事業



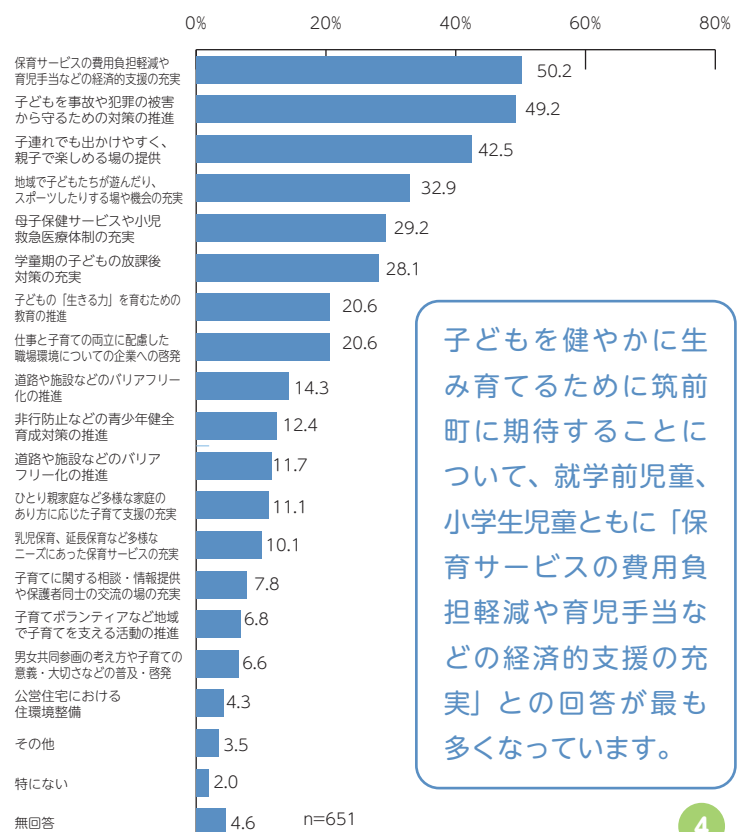
平日、定期的に利用したいと考える事業について、就学前児童では、「認可保育所」(54.4%)が最も多く、次いで「幼稚園」(51.1%)、「幼稚園の預かり保育」(25.3%)、「認定こども園」(15.9%)などが比較的高い割合を占めています。

子どもを健やかに生み育てるために筑前町に期待すること

就学前児童



小学生児童



子どもを健やかに生み育てるために筑前町に期待することについて、就学前児童、小学生児童ともに「保育サービスの費用負担軽減や育児手当などの経済的支援の充実」との回答が最も多くなっています。

みつめよう子どもの心 親の声

未来へつなぐ町づくり

基本目標
1

地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
- (5) 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

基本目標
2

健やかに生み育てる 環境づくりの推進

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- (5) 小児医療の充実

基本目標
3

子どもの心身の健やかな 成長に資する教育環境の整備

- (1) 子どもの権利擁護
- (2) 次代の親の育成
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (4) 家庭や地域の教育力の向上
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標
4

子育てを支援する 生活環境の整備

- (1) 良好な住宅・居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安全・安心まちづくりの推進等

基本目標
5

職業生活と家庭生活との 両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

基本目標
6

子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標
7

要保護児童への対応など きめ細かな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子・父子家庭等の自立支援の推進
- (3) 経済的支援の充実
- (4) 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援の充実

❖ 教育・保育提供区域の設定

本町における教育・保育の提供区域は、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

❖ 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

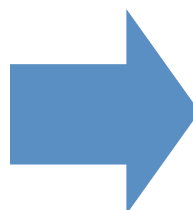
◎就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度においては、1～3号の認定に基づく給付となっています。

◎量の見込みと確保の内容は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育ニーズの有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

◎本町には、令和元年度時点で私立保育所は4園、公立保育所が1か所、私立幼稚園が4園、届出保育施設が4か所あります。認定こども園はありません。

認定区分		給付の内容	教育・保育施設
1号認定	満3歳以上の就学前児童で2号認定以外のもの	教育標準時間利用	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 (保育短時間利用)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 (保育短時間利用)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

認定区分		令和元年度実績	令和6年度目標
1号認定	量の見込み	432人	344人
	確保の内容	450人	450人
2号認定	量の見込み	398人	546人
	確保の内容	400人	546人
3号認定	0歳	量の見込み	105人
		確保の内容	105人
	1歳～2歳	量の見込み	277人
		確保の内容	277人



❖ 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

認定区分		令和元年度実績	令和6年度目標
時間外保育事業（延長保育事業）	量の見込み	375 人	448 人
	確保の内容	480 人	480 人
放課後児童健全育成事業（学童保育）	量の見込み	232 人	250 人
	確保の内容	250 人	260 人
子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の見込み	0 人日	0 人日
	確保の内容	2 人日	2 人日
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	量の見込み	7,456 人回	8,049 人回
	確保の内容	7,456 人回	8,049 人回
一時預かり事業	量の見込み	9,127 人日	9,046 人日
	確保の内容	9,400 人日	9,400 人日
一時預かり事業（その他）	量の見込み	726 人日	734 人日
	確保の内容	726 人日	734 人日
病児・病後児保育事業	量の見込み	0 人日	68 人日
	確保の内容	20 人日	70 人日
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕	量の見込み	36 人日	58 人日
	確保の内容	60 人日	60 人日
利用者支援事業	量の見込み	1 箇所	1 箇所
	確保の内容	1 箇所	1 箇所
妊婦一般健康診査	量の見込み	2,600 人回	2,550 人回
	確保の内容	2,600 人回	2,550 人回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	226 人	245 人
	確保の内容	226 人	245 人
養育支援家庭訪問事業	量の見込み	50 人	50 人
	確保の内容	50 人	50 人



実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設事業者等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和元年度より、事業を実施しています。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。第2期計画期間より、事業の実施を検討しています。

❖ 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

認定こども園の普及に係る考え方

- ・現在、本町には認定こども園はなく、幼稚園や保育所と比べ関心は高くない状況です。
- ・認定こども園は保護者の就労状況等の変化にかかわらず、子どもを受け入れることが可能であるという点から普及が必要であると考えます。
- ・幼稚園設置者、保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、移行を支援します。

質の高い教育・保育や子育て支援等の推進策

地域で子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進め、地域全体で子育てに取り組み、心身ともに健やかな子どもに育つよう支援していく必要があります。また、次世代を担う子どもたちのため、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの生きる力を育み、その成長を地域で支え合っていくことが求められています。そのため、本町における教育・保育に従事する人材の質の向上に向け、研修や講座等への参加に対する支援や、様々な情報提供を行っていきます。

幼保小連携の取り組みの推進

- ・幼保小連絡会を行い、共働き家庭等の児童が小学生になる時点で、それまでの延長保育など遅い時間での保育サービスを受けることができなくなり、働き方の見直しを余儀なくされる「小1の壁」への対応を含め、機会を捉え、幼稚園・保育所・小学校で連携し対応していきます。
- ・入学説明会の時に上級生と一緒に学校探検をするなど、安心して入学できる取り組み等を継続して実施します。
- ・小学校教諭が幼稚園・保育所を訪問して行う「えんぴつ持ち方教室」等を継続して実施します。



❖ 子育て支援のための具体的な取り組み

地域における子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 子育て支援情報提供
- 子育てサークルの育成・支援
- 通常保育事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 障がい児保育事業
- 広域入所
- 認定こども園の推進
- 家庭支援推進保育事業
- 保育所情報の提供
- 保育の質の向上
- 子育て支援サービスネットワークの形成
- 子育て支援スタッフの連携
- 地域における人材育成
- 教育・保育施設の園庭の開放
- 相談活動の推進
- 自治公民館等の開放促進
- アフタースクール事業
- アンビシャス広場づくり事業支援
- こども未来センターでの自主的活動の場の提供
- 保育所、幼稚園での世代間交流の推進
- 子育て支援事業への高齢者の参画推進

健やかに生み育てる環境づくりの推進

- 予防接種
- 乳幼児健診
- 乳児家庭全戸訪問
- 育児・栄養相談
- 療育相談
- 事故防止対策
- 母子健康手帳交付
- 妊婦健康診査
- 妊産婦訪問指導
- パパママ教室の開催
- 母乳相談
- 子育て世代包括支援センター
- 産後ケア
- 学校保健授業プログラムの実施
- 教育委員会指導による学校での実施
- 相談機関の紹介や学校養護教諭との連携
- 思春期赤ちゃんふれあい体験学習
- 児童生徒の心のケア
- 規則正しい食習慣
- 乳幼児健診での指導・助言
- パパママ教室における栄養指導
- 保育所における試食体験
- 幼稚園、保育所等における食育の推進
- 子育て支援事業における調理実習
- 子ども見守りネットワークの充実
- 広域的連携の対応
- 小児科医療機関の情報提供

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもへの権利侵害に関する相談や救済
- 子どもの権利条例周知
- 中学生の保育体験
- 少人数授業・補充学習等の実施
- 「総合的な学習の時間」での地域人材を活用した授業の実施
- 学習サポーター制度の導入
- スポーツ少年団の指導
- 教職員研修の義務付けや校長・教頭・教務主任会での研修
- 各小・中学校の通学路の把握・点検
- 幼稚園・保育所・小学校間の連絡会の設置や見学・交流会の実施
- 適応指導教室
- 情報教育
- 国際理解教育や外国語活動の推進
- 職場体験活動の推進
- 早寝早起き朝ごはん
- ボランティアの育成と活動の場の提供
- 出前講座の開催
- ブックスタート
- 親子遊び教室
- 県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査（有害書籍の排除）
- 子育て支援事業における調理実習
- 県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査（町内巡回）
- インターネットの安全な利用

子育てを支援する生活環境の整備

- 子育て世帯の居住の安定の確保
- 住宅のユニバーサルデザイン化
- 公共施設のシックハウス対策
- 交通安全の施設の充実
- 安全・安心のまちづくりバリアフリー歩道の整備計画の策定
- 赤ちゃんの駅事業
- 学校行事やイベント開催時の授乳室等設置
- 道路・公園等におけるバリアフリー化の推進
- 防犯灯設置の推進

職業生活と家庭生活との両立の推進

- 広報・啓発・情報提供等の推進
- 特定事業主行動計画の推進
- 子育て講座等への男性の参加推進
- 女性の再就業に関する就業支援講座の開催、情報の提供
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進



子ども等の安全の確保

- 交通安全教室等の実施
- 交通指導員の育成と街頭指導の実施
- 警察署のポスター掲示
- 朝倉地区交通安全協会による貸し出し事業の情報提供
- 朝倉警察署管内での学校警察連絡協議会の設置
- 地域防犯活動補助事業
- 少年補導員・中学校・警察署との情報・意見交換会の実施
- 集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティアによる登下校時パトロール
- 「子ども110番の家」設置支援
- 夜間巡回パトロール
- 被害に遭った子どものケア

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- 保育所・幼稚園・小・中学校における虐待の早期発見
- 各種相談事業における虐待の早期発見・早期対応
- 関係機関の連携
- 乳幼児健診等健診時における相談支援
- 児童虐待防止啓発の推進
- 保育所への入所
- 各種相談・講習会の広報
- 母子父子寡婦福祉資金の情報提供
- 児童扶養手当
- 児童手当
- ひとり親家庭等医療費
- 子ども医療費助成
- 各種健診事業を通じた障がいとなりうる疾病の早期発見
- 特別支援教育
- 自立支援医療（育成医療）の給付
- 日常生活用具の給付、補装具の交付、障がい福祉サービス（地域生活支援事業含む）
- 関係機関との連携
- 障がい児理解に向けた啓発
- 通級指導教室（小学生）、ことばの教室（幼児）



～みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり～

第2期 筑前町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和2年3月



発行

筑前町 こども課

〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光951番地1

TEL(0946)24-8767(直通)/FAX(0946)23-1034